

## イギリスにおける全国介護基準と職業資格

National Care Standards and Vocational Qualification in Great Britain

三富 道子  
MITOMI Michiko

### はじめに

イギリスにおける高齢者介護の問題は、わが国ほど急速ではないものの高齢者人口の増加に伴い大きな社会問題となっている。高齢者人口の増加と公的介護の市場化は「介護の質」をおおのずと問われ、2000年には全国介護基準に関する法の制定が行われた。また2002年にはGSCC (General Social Council) が「ソーシャルケアワーカーのための行動規範及びソーシャルケアワーカーの雇用主のための行動規範」として、全国介護基準を実施するための具体的な内容を提示している。

「介護の質」を担保するためには、介護提供者である介護職員の教育は欠かせないし、それはおのずとその職業資格に反映する。そこで、本研究では、高齢者の入居施設及び在宅介護事業に着目し、保健省が勧告した資格がどのように謳われているかを明らかにしようとするものである。ついで、その資格に関わる教育制度とその職業資格制度から、イギリスにおける介護職員の資格取得のための教育内容の中身に迫ろうとするものである。

### 1. 全国介護基準と介護職業資格

全国介護基準に関する2000年法の制定の目的は、ケアサービスの水準向上、市場部門の供給するヘルスケアの監視、若年層に対するケアの規制<sup>1)</sup>である。このことから、ケア部門における全国介護基準の対象は広範囲にわたり、該当する部門は以下に示すとおりであり、それぞれ全国最低基準が定められている<sup>2)</sup>。

- ・高齢者のケアホーム
- ・成人の一時収容のケアホーム
- ・18-65歳の成人のためのケアホーム
- ・成人の一時収容施設の諸計画
- ・在宅介護
- ・看護事業所
- ・児童施設
- ・養子縁組サービス
- ・家族収容センター
- ・里親サービス
- ・全寮制の学校
- ・居住施設つきの特殊学級

- ・継続教育による18歳未満の学生の収容設備

ここでは、高齢者の入居施設及び在宅事業について、まず、全国最低介護基準の項目を挙げ、その中から職業資格に関わる基準についてその細目を述べる。

### 1) 高齢者のケアホーム

ここでいう高齢者のケアホームとは、次のものをさす。1984年の施設登録法で登録されている高齢者用の入居施設 (Residential care home)、ナーシングホーム (Nursing Home)、地方自治体のケアホーム及び借り上げの家である。介護基準は、全7項目38基準で構成される。なお、その用語だけではわかりづらい点については、( ) 内で筆者が説明をつけた。

#### (1) ホームの選択

- 基準1. 情報
- 基準2. 契約
- 基準3. ニーズのアセスメント
- 基準4. ニーズとホームの適合性
- 基準5. ホームの見学
- 基準6. 経過的な介護サービスの適用

#### (2) 医療と介護

- 基準7. サービス利用者計画
- 基準8. 医療ケア
- 基準9. 与薬
- 基準10. プライバシーと尊厳
- 基準11. ターミナルケアと死

#### (3) 日常生活と社会活動

- 基準12. 社会的関わりと活動
- 基準13. 地域との関わり
- 基準14. 自主性と選択
- 基準15. 食事と食事時間

#### (4) 苦情と保護

- 基準16. 苦情
- 基準17. 権利
- 基準18. 保護

#### (5) 環境

- 基準19. 前提 (サービス利用者は、安全でよい生活環境の中で生活する)
- 基準20. 共同設備の割り当て
- 基準21. 洗面・トイレや洗濯設備
- 基準22. 適応と設備 (サービス利用者の自立にとって最も必要とする設備を有すること)
- 基準23. 個別の宿泊設備: 必要な空間
- 基準24. 個別の宿泊設備: 家具と備品
- 基準25. サービス: 暖房と照明
- 基準26. サービス: 清潔と空調

## (6) 職員

基準27. 職員の補充

基準28. 資格

基準29. 職員の採用

基準30. 職員訓練

## (7) マネージメントと管理

基準31. 日常の業務

基準32. 精神

基準33. 質の保証

基準34. 財務の手続き

基準35. サービス利用者の金銭

基準36. スタッフのスーパービジョン

基準37. 記録物の保管

基準38. 労働業務の安全

以上の項目及び基準のうち本研究に直接関わる細目は、(6)職員の基準27から同じく30である。さらに4つの基準には、期待される成果が示された上で、いくつかの細目が以下のように示されている。

## 基準27 職員の補充

期待される成果 サービス利用者のニーズは、職員数および職員の技術の混合により充足される。

- 27.1 職員数および技術資格を有する職員と非資格者は、評価された利用者のニーズをはじめ施設の規模や構造および目的に常に対応すること。
- 27.2 職員が昼と夜間を問わず、法令にしたがって勤務に就いている事を示す勤務表を施設として備えていること。
- 27.3 サービス利用者当たりの介護職員の比率は、保健省により勧告されたガイダンスに従い、入居者の評価されたニーズと算出された職員数に従って、決定されなければならない。
- 27.4 追加補助的な職員は、一日のうちで仕事がピークの時の職務にあたること。
- 27.5 夜勤の職員は、サービス利用者の数やニーズ、およびホームの構造を反映した人数で勤務に当たること。
- 27.6 サービス利用者介護を提供する職員は、少なくとも18歳であること。施設の責任者には、少なくとも21歳の職員をあてること。
- 27.7 家事援助にあたる職員は、食物や食事および栄養に関する基準が十分満たされ、施設が清潔で汚れや不快な臭いがないように、十分な人数を雇うこと。

## 基準28 資格

期待される成果 サービス利用者は、いつも安全な保護の下にいる。

- 28.1 全国職業資格レベル2あるいは同等以上の資格を持つ介護職員が、2005年までに最低50%に到達すること。但しこの際に施設マネージャーあるいはケアマネージャー、また、ケアホームで看護を提供する者、登録看護師は、介護職員の数から除くこと。
- 28.2 施設で働く人材派遣会社の職員も50%比率に含まれる。
- 28.3 訓練生(18歳未満のすべての職員を含む)は、ソーシャルサービス訓練機構(Training Organisation for The Personal Social Service, TOPSS)の認証を受けた教育TOPSSを保証された訓練プログラムに登録されること。

#### 基準29 採用

期待される成果 サービスの利用者は、施設の人材採用政策を介して援助され保護される。

- 29.1 施設の代表者は、雇用機会の均等に基づくとともに、サービス利用者の保護を担保するにふさわしい人材採用の手続きを用いること。
- 29.2 2通の書面による推薦状が、職員の任用に先立って提供され、実際の就業履歴と書面におけるそれとの違いを確かめること。
- 29.3 新規に採用された職員は、警察によるしかるべき点検ならびに児童と成人等の保護法に基づき査証の後にのみ職務に配属されること。
- 29.4 職員は、総括ソーシャルケア評議会(General social Care Council, GSCC)の策定になる、業務規則に従って就業すること。
- 29.5 すべての職員は、雇用期間と就業条件について書面を受け取ること。
- 29.6 施設に関わるすべてのボランティアの選考と任用の過程は、人材採用に関わる点検を含むこと。

#### 基準30 職員訓練

期待される成果 職員は訓練され、仕事をする力を備えている。

- 30.1 登録された人は、次のことを保障される。全国訓練協会(National Training Organisation, NTO)の労働訓練に合致する職業訓練と能力向上計画が実施され、職員が施設の目的を充足しサービス利用者の変化するニーズに対応できるようにすること。
- 30.2 すべての職員は、職員として採用後6週間以内に全国訓練協会の設計になる導入訓練を受ける。その内容は、介護の原則、安全に働く実務、組織やワーカーの役割、また、サービス利用者グループの経験と特別なニーズ、サービス提供の影響と特別な配慮を含む。
- 30.3 すべての職員は、就任した最初の6ヶ月以内に全国訓練協会の基礎訓練を受けること。サービス利用者の個別の介護計画(基準3および7を参照)<sup>3)</sup>定義されているように、サービス利用者のアセスメントされたニーズを充足するに足る個別の介護計画を職員として作成できるようにすること。
- 30.4 すべての職員は、1年間に在宅訓練を含めて最低3日の有給の訓練を受けるとともに、個別の訓練を受けること。職務能力向上に向けたアセスメントと必要な資料の作成も合わせて受けること。

高齢者入居施設の職業資格は、全国職業資格レベル2あるいは同等以上の資格を持つ職員が全職員のうち50%以上であることが必要である。資格に関していえば、次のことも重要である。介護を提供する職員の年齢は、18歳以上であることとあわせ、この年齢に満たない訓練生は、ソーシャルサービス訓練機構(2005年4月1日からは、介護のための技術機構(Skills for Care)に名称変更)に保証された訓練プログラムに登録することとして、若年者を職業訓練制度に組み込み、積極的に資格の取得を奨励している。

## 2) 在宅介護

介護基準に含まれる在宅介護の対象は、次のものである。

- ・ 高齢者
- ・ 身体障害者
- ・ 重複する知覚障害を含む知覚障害
- ・ 精神保健上の問題のある人々
- ・ 個人あるいは家族介護者

在宅介護に関する全国最低基準は、5項目26基準からなる。

### (1) 利用者中心のサービス

- 基準1. 情報
- 基準2. 介護ニーズのアセスメント
- 基準3. ニーズへの対応
- 基準4. 契約
- 基準5. 守秘
- 基準6. ニーズに感応的なサービス

### (2) 介護

- 基準7. サービス利用者の計画
- 基準8. プライバシーと尊厳
- 基準9. 自主性と自立性
- 基準10. 与薬と健康に関する援助

### (3) 保護

- 基準11. 安全な作業環境
- 基準12. リスクアセスメント
- 基準13. 財産の保護
- 基準14. 虐待などからの保護
- 基準15. 家における安全
- 基準16. 家における記録の保存

### (4) マネージャーと職員

- 基準17. 職員の採用と選考
- 基準18. 仕事にあたっての要件
- 基準19. 能力開発と訓練
- 基準20. 資格
- 基準21. スーパービジョン

## (5) 事業の組織と展開

基準22-27の前書き

苦情とサービスの質の保証

基準22. 事業所の建物、マネージメント及び計画

基準23. 財務手続き

基準24. 記録物の保管

基準25. 政策と計画

基準26. 苦情と讃辞

基準27. 質の保証

在宅介護の基準から資格に関わるものの細目は、次のものである。

## 基準19 能力開発と訓練

期待される成果 サービス利用者は、ワーカーを紹介する人材派遣会社からの職員を除いて、すべての職員が利用者の個人的な介護ニーズを充足するように適切に訓練されることを知っている。

- 19.1 事業所の代表者は、ソーシャルサービス訓練機構の労働力訓練目標に合致する能力開発と訓練計画を事業所内に設け、これを毎年見直して最新のものにすること。職員は、これによって事業所の目的に添って働き、サービス利用者とその親族及び代理人の変化するニーズに対応する事ができること。
- 19.2 新しく採用された介護職員と援助職員の受講に対する体系的な導入訓練の過程があること。
- 19.3 導入訓練のプロセスは、雇用開始時に最低3日間のオリエンテーションプログラムを含むこと。それは、付録C<sup>4)</sup>に載せてあるテーマを含み、介護サービスを提供し、サービス利用者の自宅で一人で働くに先立って、すでに働いている介護職員や援助職員の姿に触れる事を含む。
- 19.4 職員は、導入もしくは見習い期間の終了時に訓練ニーズ分析を受けること。
- 19.5 全職員は、操作マニュアルを含む医療と安全に関する必要な訓練を提供されること。これに包括されるテーマは、付録D<sup>5)</sup> (基準11<sup>6)</sup>を参照) に示される。
- 19.6 専門家のアドバイス、訓練および情報は、専門的な資格のある人を通して、特別な利用者グループあるいは病状にある人々と向き合って働く介護職員あるいは援助職員に提供されること。付録E<sup>7)</sup>には、専門的な訓練が必要な範囲をリストにして示した。
- 19.7 職員のグループごとに、個々のサービス利用者のニーズに対応して職務上求められる一連の技術と能力があること (基準3<sup>8)</sup>参照)。
- 19.8 特殊な介護サービスを担う介護職員あるいは援助職員の管理者ないし監督者は、その責任に照らして特殊な知識や能力を持つこと。
- 19.9 事業所は、労働力の訓練を資格に求められる法的な責任をはたし、これをチェックするために、必要な財源を充て、計画を立てるとともに、運用の手続きを定めなければならない。
- 19.10 再訓練と能力向上訓練のニーズは、少なくとも年一回行い (基準21参照)、職員の

能力向上と訓練の計画にこれを組み入れること。

## 基準20 資格

期待される成果 サービス利用者への介護は、もっぱらワーカーを紹介する人材派遣会社を除いて、資格を持ち能力を備えた職員によって提供される。

- 20.1 事業所の全職員は、雇われて責任を負う業務を引き受けるに足る能力を持ち、訓練されていること。
- 20.2 まだ適切な介護資格を有しない新しく採用された、もしくは介護サービスを提供する介護職員あるいは援助職員は、雇用された最初の6ヶ月間に関係する介護資格（全国職業資格レベル2またはレベル3のいずれか）に登録する要件を備えていることを示した上で、登録の手続きをし、3年間で資格を取得しなければならない。もし、雇用者が6ヶ月ごとに解雇し再雇用を繰り返すならば、この基準は満たされないことになる。
- 20.3 基準の適用開始時に2年未満の勤続で無資格の職員は、次の3年以内に全国職業資格を取得すること。
- 20.4 事業所によるすべての介護の50%は、2008年4月1日までに、全国職業資格を持つか、あるいはこれと同等もしくはこれを上回る資格の労働者によって提供されること。2006年7月1日までにこの目標に関する詳しい調査が行なわれ、これによって状況の進展が確認される。調査は毎年行なわれ、これをもとに2年間の目標が定められる。50%の目標が達成された場合でも、新しく採用される介護職員は、全国職業資格のコースに参加しなければならない。
- 20.5 マネージャーは、これらの基準の適用日から5年以内に、あるいは雇用期間が継続なら3年以内にマネジメント資格における全国職業資格レベル4と同等と認められたマネジメント資格を手に入れること。
- 20.6 訓練及び人材開発の実施や成果に関する記録は、全体の人材開発ファイルと個人の人材開発ファイルとして保存されること。
- 20.7 マネージャーは、事業を管理するための彼または彼女の知識、技術および能力を引き上げるために、定期的にマネジメント訓練を受けること。

在宅介護事業所で働く介護職員の資格は、全国職業資格レベル2または3のいずれかを取得していること。また、無資格の職員は、全国職業資格に登録して3年以内に資格の取得を求められている。介護を提供する職員の50%が資格所有者であることを求め、50%に達しても全国職業資格の取得のために、訓練を怠ってはならないとされる。また、マネージャー資格はさらに厳しく、全国職業資格レベル4またはこれと同等の資格が求められ、スキルアップのための定期的な訓練も課せられている。

## 2. 職業資格取得制度

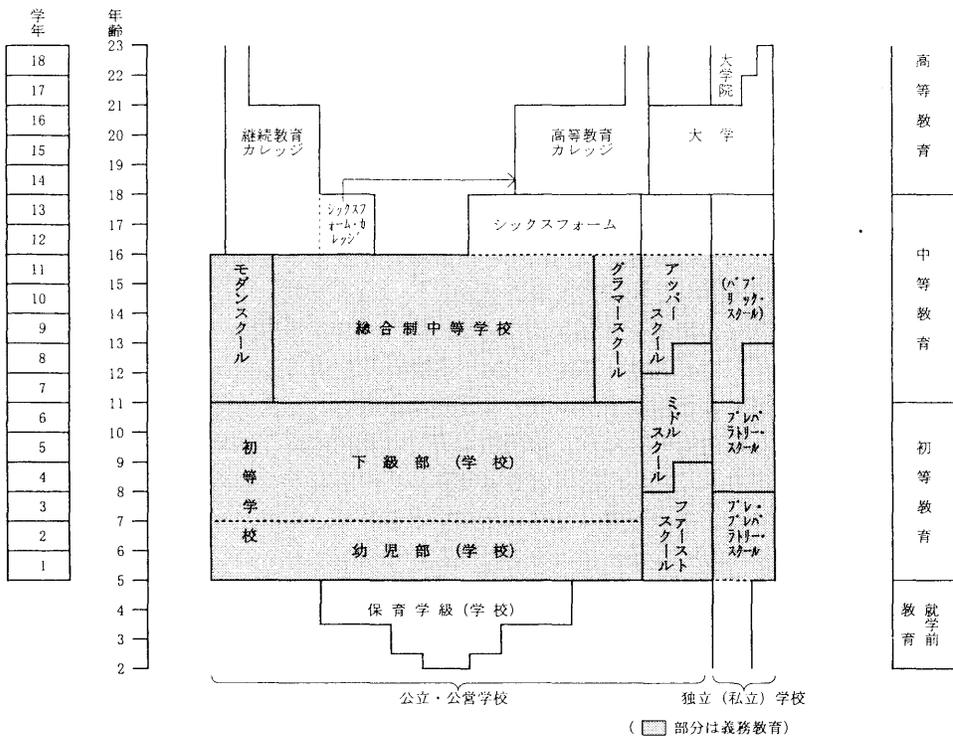
### 1) 教育制度と職業資格制度

イギリスの教育制度は、図1にみるように、義務教育が5歳から16歳までの11年間である。義務教育修了後の進路は、就職、職業資格取得、高等教育進学に大別でき、このうち職業資格は、主に継続教育カレッジでその教育訓練が担われる。図2は、イギリスの教育労働省(Depart-

ment for Education and Skills, DfES) によるそれぞれの進路と学位及び職業資格の関係を示したものである。職業資格の名称は、イングランドとウェールズ及び北アイルランドが全国職業資格 (National Vocational Qualification, NVQ)、スコットランドがスコットランド職業資格 (Scottish Vocational Qualification, SVQ) である。これらは、いずれもレベル1からレベル5までで構成され、各レベルの到達内容は以下に要約される。

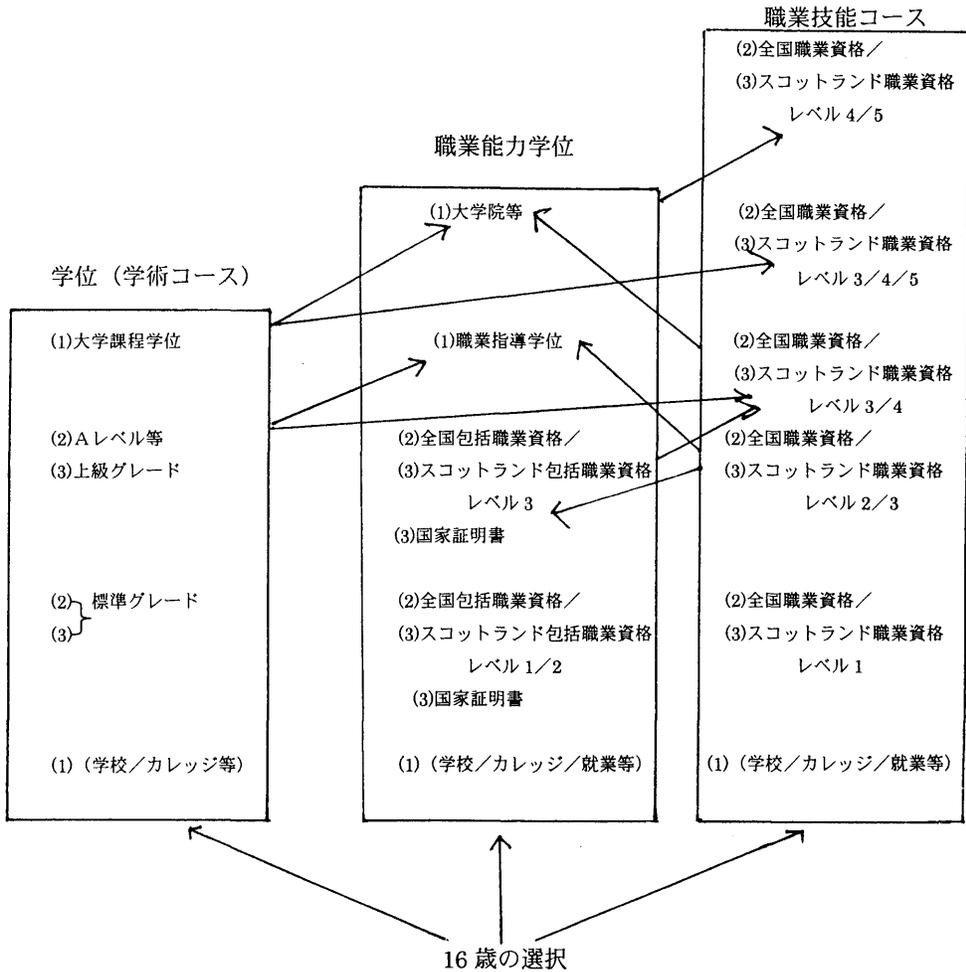
- ・レベル1 非熟練職の基礎技能に相当するもの
- ・レベル2 非熟練に相当するもの
- ・レベル3 技術職・熟練工・工芸職・監督職に相当するもの
- ・レベル4 技術職・下級管理職に相当するもの
- ・レベル5 技術職・上級管理職に相当するもの<sup>9)</sup>

全国職業資格あるいはスコットランド職業資格と全国包括職業資格ならびにスコットランド包括職業資格とは違いがある。まず、全国職業資格あるいはスコットランド職業資格は、特定の職業について企業内外の職業訓練および各種学校<sup>10)</sup>(1993年以前は、ポリテクニクがあったが、すべて大学となり職業訓練の教育は継続カレッジが主である<sup>11)</sup>) でなされる訓練が対象であり、特定の職業に関する技能を認定するのに対し、全国包括職業資格ならびにスコットランド包括職業資格は、さまざまな職業分野に適応できる広範な職業能力を認定する点である。介



出所：文部科学省『教育指標の国際比較』平成17年版、独立行政法人 国立印刷局、87ページ。

図1 イギリスの学校系統図



出所： <http://www.dfes.gov.uk/nvq/diagram.shtml>

- (1)ーイングランド、北アイルランド、ウェールズ及びスコットランド
- (2)ーイングランド、北アイルランド、ウェールズのみ
- (3)ースコットランドのみ

図2 イギリスの教育労働省 (Department for Education and Skills, DfES) による進路と学位及び職業資格の関係

護に関わる資格のほとんどは、このうち前者のレベル2に該当する。このことから、後者については、以下ふれない。

介護における全国職業資格あるいはスコットランド職業資格レベル2の資格が適用される労働場所は、病院をはじめクライアントの自宅、クリニック、入居施設、ナーシングホーム、デイセンターやグループホームである。職員の対象となる職種は、介護のための技術機構によると次のものである。

- ・介護助手

- ・コミュニティサポートワーカー (community support worker)
- ・デイケア職員
- ・ヘルスケアサポートワーカー (health care)
- ・在宅介護者／ホームヘルパー
- ・看護助手
- ・施設ワーカー
- ・シェルター・ハウジング助手 (sheltered housing assistant)
- ・コミュニティケアワーカー
- ・デイケア助手
- ・ヘルスケア助手
- ・在宅介護助手
- ・助産助手
- ・リハビリテーションワーカー
- ・ソーシャルケア職員

## 2) 全国職業資格あるいはスコットランド職業資格レベル2の達成基準

介護資格における全国職業資格あるいはスコットランド職業資格レベル2にそって作成された全国教育カレッジ (National Education College, NEC) と介護のための技術機構のテキストからその構成内容と達成基準をみる。

テキストは、必須ユニットとオプションユニットA、オプションユニットBの三つで構成されている。オプションユニットAは、介護の中でより広範囲に求められるものを担い、オプションユニットBは、より専門的な介護の中で求められる技術を担う。レベル2を取得するためには、必須ユニットのすべてである4ユニットに加え、オプションユニットAとオプションユニットBの中から合計5ユニットを選択しなければならない。しかし、このうち最低3ユニットは、オプションユニットAの中から選択しなければならない。以下は各ユニットの構成と達成基準である。

### 必須ユニット

- O1 里親の平等と人々の多様性及び権利
  - O1.1 里親の権利と責任
  - O1.2 里親の平等と人々の多様性
  - O1.3 情報の機密性の維持
- CU1 労働場所における保健と安全及び安心の促進と監視及び維持
  - CU1.1 労働環境の安全と安心の維持
  - CU1.2 作業方法における保健と安全基準の引き上げ
    - CU1.1 緊急時、発生する危険の最小化
- CL1 有効的なコミュニケーションと人間関係の促進
  - CL1.1 要介護者の個人としての評価と人々の関係の深化
  - CL1.2 人々との有効なコミュニケーションの確立と維持
- Z1 虐待からの個人の保護への尽力
  - Z1.1 介護環境における虐待のレベルの最小化に向けた尽力

- Z1.2 虐待行動の影響の最小化
- Z1.3 虐待の危険にある個人の監視に向けた尽力

オプションユニットA

- CL2 言語が異なる人々とのコミュニケーションの促進
  - CL2.1 言語の種類と範囲の確定
  - CL2.2 異なる言語の場合に効果的なコミュニケーションに向けた尽力
- CU5 情報の受け取り、送り、蓄え及び引き出し
  - CU5.1 情報の受け取りと送り
  - CU5.2 記録の蓄えと回収
- NC12 クライアントの飲食を可能にすること
  - NC12.1 クライアントの飲食のための準備への手助け
  - NC12.2 クライアントの飲食の手助け
- W2 クライアントに進行中の支援やクライアントにとって重要なことへの尽力
  - W2.1 介護サービスを受けている間にクライアントが興味、主体性および情緒的な幸福感を維持できるようにすること
  - W2.2 クライアントにとって重要である人と継続して接することができるようにすること
  - W2.3 クライアントにとって重要である人を訪問している間に支援すること
  - W2.4 介護者がクライアントを援助することを可能にすること
- W3 環境とサービスにおける変化を経験する人々への援助
  - W3.1 異なる介護環境の準備と移行とが可能になること
  - W3.2 新しい介護環境になれることを可能にすること
- Z6 クライアントが運動や移動器具の使用を通じて、クライアント自らの移動性を維持、改善することを可能にすること
  - Z6.1 クライアントが運動すること
  - Z6.2 移動器具を使用するためにクライアントに手を貸すこと
- Z7 身体的安楽を最高にするためにクライアントの動作を手伝うこと
  - Z7.1 身体的安楽を最高にするためにクライアントを援助し環境を整備すること
  - Z7.2 ひとつの場所からほかのところに動くために援助すること
  - Z7.3 予防に努め、悪影響を最小にするように援助すること
- Z9 クライアントの衛生や身だしなみの維持を可能にすること
  - Z9.1 クライアントの清潔の維持を可能にすること
  - Z9.2 クライアントの整容と着衣を援助すること
- Z11 クライアントがトイレに向かいトイレを使用することを可能にすること
  - Z11.1 クライアントがトイレに出入りすることを可能にすること
  - Z11.2 クライアントがトイレを使用することを援助すること
  - Z11.3 クライアントの排泄物をまとめて始末すること
- Z19 クライアントが身体的に安楽であることを可能にすること
  - Z19.1 クライアントの痛みや不快を最小限にとどめるよう手伝うこと

## Z19.2 クライアントの休息のニーズに合う状態を提供するよう手伝うこと

### オプションユニットB

オプションユニットBのユニット数は、2つの組織で異なる。全国教育カレッジは、6ユニットを用意する。これに対し介護のための技術機構のテキストでは、15ユニットにも及ぶ。これらの差は、1で述べたように介護のための技術機構の対象とする職種が幅広いことによる。医療分野に関わる職種が多い、と言い換えることもできる。他方、全国教育カレッジが対象にしているのは、次の職域に限られている。

- ・在宅介護
- ・長期間の介護
- ・ターミナルケア
- ・精神保健上の問題を経験しているクライアント
- ・身体障害のあるクライアントあるいは、いくつかのその他の介護がなされている場所

ここでは、日本の多くの介護職が働いている職域に限定している全国教育カレッジのテキストの構成と達成基準を取り上げる。

### CU3 環境の清潔を監視し維持すること

#### CU3.1 部屋と外観を清潔にすること

#### CU3.2 調度と備品のメンテナンスを手伝うこと

### CU10 作業チームの効果的な作業に貢献すること

#### CU10.1 効果的なチームワークに貢献すること

#### CU10.2 自分の役割を自ら開発すること

### NC13 クライアントのために食物や飲み物を用意すること

#### NC13.1 クライアントへ食物や飲み物を用意し、提供すること

### W8 潜在的な隔離された境遇の中で個人や社会との接点を維持することを可能にすること

#### W8.1 社会的接点を維持する中で個人を支援すること

#### W8.2 個人に関する明確な情報や印刷物を手に入れること

### Y1 個人が、その家族や個人の資産を管理するようにすること

#### Y1.1 個人が、衣類とリネン類を良い状態にしておくことを可能にすること

#### Y1.2 個人が、食物を選択し、準備し、貯蔵することを可能にすること

#### Y1.3 個人が、家財道具や個人の持ち物を手に入れることを可能にすること

#### Y1.4 個人が、清潔な生活環境を維持することを可能にすること

#### Y1.5 個人が、生活環境の安全と安心を維持することを可能にすること

### Z8 個人が、苦悩している時に援助すること

#### Z8.1 個人の苦悩の予防に力を尽くすこと

#### Z8.2 個人が苦悩している時に援助すること

以上の達成基準を知識はもとより実際の行動の上で達成しなければならない。

### おわりに

イギリスにおいても「介護の質」を担保するには、介護提供者である職員の教育は欠かせない。本研究では、全国介護基準の中から職員の資格に関わる内容をまず明らかにした。その資

格がどのような職業教育に位置づけられ、その達成基準の具体的な内容をイギリスで代表的なテキストから述べた。しかし、こうした資格は日本の介護養成制度とは異なり、複雑なシステムをとる。今回は、このシステムや資格を取得する者がどのような過程や評価を誰に受けるかは触れないでいる。継続して今後の課題としたい。

[注]

- 1) 田端光美著『イギリス地域福祉の形成と展開』, 有斐閣, 2003年, 265ページ.
- 2) Commission for Social Care Inspection <http://www.csi.org.uk>
- 3) 基準3及び7については, 本稿の1)を参照のこと.
- 4) 学習方法としては, 公的な学習コースやプログラム, 通信教育などがある. 学習内容としては, 介護の性質と求められる基礎的技術と行動規範などがある.
- 5) 健康及び安全に対する導入訓練としては, 適切な衣類や履物の手引き, 職員の安全と暴力の予防, 食物の調理と貯蔵及び衛生などがある.
- 6) 基準11については, 本稿の1)を参照のこと.
- 7) 少数民族の社会あるいは宗教団体, 重複障害の人々, 認知症の人々などの中で働く場合は, 専門的な訓練や専門家による訓練の助言が必要である.
- 8) 基準3については, 本稿の1)を参照のこと.
- 9) 『諸外国の若者就業支援政策の展開ーイギリスを中心にー』日本労働機構, 資料シリーズ, No.131, 2003年.
- 10) 駒村康平「マクロ経済と雇用政策」, 武川正吾, 塩野谷祐一編『先進国の社会保障① イギリス』東京大学出版会, 1999年, 112ページ.
- 11) 文部科学省『教育指標の国際比較』平成17年版, 独立行政法人 国立印刷所87ページ.  
イギリスの職業訓練は, 学校教育として継続教育カレッジが中心となる. また, 若年者の対象も同じである. 『教育訓練制度の国際比較調査研究ードイツ, フランス, アメリカ, イギリス, 日本ー』日本労働機構, 資料シリーズ, No.136, 2003年.